

京都市告示第615号

生活保護法第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、生活保護法による医療扶助及び中国残留邦人等支援法第14条第2項第3号に規定する医療支援給付のための医療を担当させる機関を、次のとおり指定しました。

平成31年3月8日

京都市長 門川大作

医療機関指定

名 称	所 在 地	指定年月日
医療法人 御所南はなこクリニック	中京区間之町通竹屋町上る大津町645番地	平成31年2月1日
医療法人 熱田内科クリニック	下京区烏丸通仏光寺上る二帖半敷町655番地 産経京都烏丸ビル3F	平成31年2月1日
かねみつ医院	右京区常盤東ノ町6-5	平成31年3月1日
医療法人 桜会 さくら耳鼻咽喉科たにぐちクリニック	山科区竹鼻竹ノ街道町29番地2 町塚ビル2F	平成31年2月1日
わかくさ薬局京都本店	下京区烏丸通七条下る東塩小路町735-1 京阪京都ビル1階	平成31年2月1日
ジャパンファーマシー薬局 岩倉店	左京区岩倉長谷町1228番地	平成31年1月1日
ふくろう薬局	伏見区竹田久保町9番地3	平成31年2月1日
東野ゆう薬局	山科区音羽野田町15番地3 大栄ファーストビル1F	平成31年2月1日
訪問看護ステーションひそか	上京区中猪熊町312-2	平成31年2月1日

(保健福祉局生活福祉部生活福祉課)